

8月中に児童扶養手当現況届の提出を!

問 健康推進課 保健子ども係 ⑨番窓口 Tel65-3008

現況届は毎年受給者の所得や受給資格などの確認をするためのものです。現在児童扶養手当を受けている方は、必ず提出してください。この届出がない場合は、11月分以降の手当が受けられなくなる可能性があります。なお、対象の方には湯浅町から通知を送付します。



届出期間

8月1日(木)～8月30日(金)

受付時間

8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

※上記時間外での受付希望の場合は、ご連絡ください。

児童扶養手当とは

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭の父母または養育者に支給される手当です。

(令和6年度の支給額は広報ゆあさ令和6年5月号に掲載しています。)

特別児童扶養手当について

問 福祉課 福祉係 ⑩番窓口 Tel64-1120

特別児童扶養手当は、20歳未満で身体や知的または精神に政令で定める程度以上の障がいのある児童を監護する父、母、または父母にかわって児童を養育している方に支給される手当です。

ただし、次のいずれかにあてはまるときは受給できません。

- ① 受給者(申請者)や児童が日本国内に住んでいないとき。
- ② 児童が児童福祉施設等に入所しているとき。
- ③ 児童が障がいを事由とする公的年金を受けられることができるとき。
- ④ 受給者、配偶者及び扶養義務者の所得が一定額以上のとき。

手当額(月額) 児童一人につき

1級: 55,350円 2級: 36,860円

※毎年4月に消費者物価指数の変動率に応じて手当額が改正されることがあります。

現在手当を受給されている方へ

毎年、手当の支給要件を確認するために「所得状況届」の提出が必要です。対象の方には、案内を送付していますので、期日までに提出をお願いします。

